

札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱

令和 3 年 3 月 29 日 環境局長決裁

令和 4 年 3 月 16 日一部改正

令和 5 年 3 月 29 日一部改正

令和 6 年 3 月 27 日一部改正

令和 7 年 5 月 21 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市（以下「本市」という。）が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境に配慮した電力調達 本市が行う電力調達契約の参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第 4 条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。
- (2) 局（区）等 札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に規定する局並びに会計室、交通局、水道局、病院局、区、消防局、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。

(対象)

第 3 条 この要綱は、本市が行う全ての電力調達契約に適用する。

(環境評価項目)

第 4 条 この要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの取得状況

(評価)

第 5 条 電力調達契約を本市と締結することを希望する電気事業者は、前条の環境評価項目について、環境配慮評価基準（別表）により算定し、その評価点

等を札幌市環境に配慮した電力調達評価報告書（別記様式）に記載し、市長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定により札幌市環境に配慮した電力調達評価報告書を提出した電気事業者（以下「評価対象者」という。）は、当該報告書の評価項目の内容に変更があったときは、変更後の内容を電力調達評価報告書に記載し、遅滞なく市長に提出しなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定により電力調達評価報告書の提出を受けた市長は、その内容を確認し、評価点の合計が70点以上である評価対象者を本要綱における契約適合者と判定する。

（判定結果の通知及び公表）

第6条 市長は、前条第3項の判定の結果を評価対象者に通知するとともに、各局（区）等に通知するものとする。

- 2 市長は、各局（区）等が環境に配慮した電力を調達できるよう、環境配慮評価基準（別表）を満たす電気事業者を札幌市公式ホームページ等で公表するものとする。

（適用除外）

第7条 この要綱の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）の電気を調達する場合。
- (2) 札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第3～7号に該当する場合。

（委任）

第8条 この要綱により定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、環境局環境都市推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

別表（第 4 条関係）

環境配慮評価基準

下表の環境評価項目の評価点の合計が 70 点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 令和 5 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO ₂ /kWh）（※ 1）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.520 未満	45
	0.520 以上	0
(2) 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況（※ 2）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	未活用	0
(3) 令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況（※ 3）	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
(4) 環境マネジメントシステムの取得状況（※ 4）	全社で取得	10
	一部で取得	5
	取得していない	0

備考)

※ 1 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）については、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣より公表されている指定年度の二酸化炭素排出係数（残差）とする。

新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることができる。

※ 2 (1) 未利用エネルギーの活用状況は、以下の算定方法による。

（算定方式）

未利用エネルギーの活用状況（％）＝未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（kWh））／供給電力量（需要端（kWh））×100

※ 2 (2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と該当発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※ 2 (3) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分は含まない。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※ 2 (4) 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

※ 2 (5) 指定年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

※ 3 (1) 再生可能エネルギーの導入状況は、以下の算定方式による。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}) / \text{⑦} \times 100$$

① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）

② 指定年度に他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)）

③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)

- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
 - ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
 - ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非FIT 非化石証書の量 (kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気由来することが判別できる非FIT 非化石証書に限る。)
 - ⑦ 指定年度の供給電力量 (需要端 (kWh))
- ※ 3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- ※ 3 (3) 指定年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤+⑥) は、指定年度の電気事業者の調整後排出係数の判定に用いたものに限る、他電気事業者への販売分を含まない。
- ※ 3 (4) 指定年度の供給電力量 (⑦) には他電気事業者への販売分を含まない。
- ※ 4 環境マネジメントシステムの取得状況の評価対象は、「ISO14001」、「エコアクション 21」、「KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)」、「KES 協同機関 (HES (北海道環境マネジメントシステムスタンダード) など)」、「エコステージ」とする。

別記様式

札幌市電力の調達に係る環境配慮評価報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

	環境評価項目	数値等	評価点	確認資料
①	令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	（ ） kg-CO2/kWh		公表資料
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況	活用・未活用 （ ）%		算出根拠を示す資料
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	導入・未導入 （ ）%		算出根拠を示す資料
④	環境マネジメントシステムの取得状況	全社・一部 ・未取得		登録証の写し等
①～④の合計				

- 注1) 上表の「数値等」及び「評価点」には、別表により算出した値等を記載すること。
- 注2) 上表の合計が70点以上である者を札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱における契約適合者とする。
- 注3) 上表の②から④の項目に係る確認資料を添付すること。

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--